



して責任を負いません。お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

#### 18. 特別補償

当社はお客さまが当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行予約特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度。ただし、一個または一對についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、旅行日程において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行なわれない旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合には限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

#### 19. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行予約款(募集型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に「8. 追加代金」を加えた合計額です。

なお、当社はお客様のご同意を得て金銭による変更補償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の支払いが 必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1. 5%	3. 0%
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます。) その他の旅行の目的地の変更	1. 0%	2. 0%
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの 変更(変更後の等級および設備のより低い料金の合計額が契約書面に 記載した等級および設備のそれを下回った場合に限りです。)	1. 0%	2. 0%
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1. 0%	2. 0%
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる 空港の異なる便への変更	1. 0%	2. 0%
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または 経由便への変更	1. 0%	2. 0%
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更(当社が宿泊機関 の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載 した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1. 0%	2. 0%
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の 条件の変更	1. 0%	2. 0%
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトルに記載があった 事項の変更	2. 5%	5. 0%

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 第7号の宿泊機関の等級は、旅行予約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

注6 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注7 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

#### 20. お客様の責任

お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスにおいて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

#### 21. お客様の交済

(1)お客さまは当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、この場合、当社所定のお申込書を記入の上、交済に要する所定の金額の手数料とともに提出いただきます。

(2)前項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生じます。以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することとなります。なお当社は交済をお断りすることがあります。

。)は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、下記の内容にて利用させていただきます。なお、お申込みの項目は、旅行手配業務をおこなうために必須となる項目ですので、該当内容をすべてご記入いただけますよう、お願いいたします。

(1)事業者の名称 : 神戸新聞興産株式会社  
個人情報管理統括責任者 : 旅行部長  
TEL 078-362-7173 FAX 078-361-7595

#### (2)個人情報の利用目的

1. お客さまとの旅行契約手続き
2. お客さまとの間の当該旅行に関する連絡
3. お申込みいただいた旅行の手配(運送・宿泊)等に必要範囲内で、お客さまのお名前、ご住所、ご連絡先を運送、宿泊機関に対し電子的な方法で提供するため
4. 旅行参加後のご意見やご感想の提供やアンケートのお願い
5. 特典サービスがある場合の提供
6. 当社および当社グループ会社および提携会社の旅行商品やサービス、キャンペーンのご案内(当社グループ会社および提携会社への個人情報の提供を含みます)
7. 統計資料の作成
8. 旅行先でのお客さまのお買物等の便宜のため、お客さまの個人データ(氏名、住所、パスポート番号および搭乗される航空便名、列車名等)の、土産物店等への提供を電子的な方法でおこないます。  
なお、提供をご希望されない場合は、6. については「ご案内」の送付を希望しないとき、8. については旅行出発前までに「お問合せ・お申込み」欄記載の販売店または当社宛にお申し出ください。

(3)個人情報の委託について  
お客さまの個人情報を外部に委託する場合は、当社委託先選定基準を満たし、当社と個人情報保護に関する契約を取り交わした委託先業者に限定いたします。

(4)開示等の請求および問合せ窓口  
お客さまの個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者提供の停止についてのお問合せは、旅行申込先店舗または本社個人情報相談窓口までお問合せください。

神戸新聞興産(株) 個人情報相談窓口(お客さま相談窓口も兼ねます。)  
担当者 : 個人情報管理統括責任者 旅行部長  
電話078-362-7173 FAX 078-361-7175  
E-mail skip-info@kpt.jp  
営業時間 : 平日09:30-17:30

(5)その他  
当社の個人情報の取扱いに関するその他の事項については、当社ホームページ(<http://www.kpt.jp>)をご参照ください。

#### 25. 通信契約

(1)当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より所定の依頼への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」ことを条件に「電話、ファクシミリその他の通信手段による旅行のお申し込み」を受けことがあります(以上を「通信契約」といいます)。なお、受託旅行者により当該取扱ができない場合や取扱できるカードの種類に制約がある場合があります。

(2)通信契約による旅行条件は、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

- ①「カード利用日」とは会員および当社が契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべき日をいいます。
- ②通信契約のお申し込みの際に、会員は募集型企画旅行の名称、出発日に加えて、カード名、会員番号、カード有効期限等を当社に通知していただきます。
- ③通信契約は、当社が通信契約の締結を承諾する旨を電話・郵便で通知する場合は当社がその通知を発した時に成立し、当社がe-mail等の電子承諾通知による方法で通知する場合はその通知がお客さまに到達したときに成立するものとします。
- ④通信契約を締結したお客さまに払い戻すべき金額が生じたときは、当社は、提携会社のカード会員規約に従って払い戻しいたします。
- ⑤通信契約を締結したお客さまの有するクレジットカードが無効になる等、お客さまが旅行代金等に係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、当社は通信契約を解除し、第14項の取消料と同額の違約料を申し受けます。

#### 26. ご注意

- (1)お客さまのご都合による便変更、延泊等の旅程変更および未使用分の払い戻しはできません。当社の責に帰すべき事由によらず航空便にお乗り遅れの場合は別途、航空券のご購入が必要となり、航空券引換証の払い戻しもできません。
  - (2)天候等不可抗力により航空機・バス等運送機関のサービスが中止または遅延となり、行程の変更や日程の変更が生じた場合の宿泊費・交通費・航空券代等はお客さまのご負担となります。
- ◎当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

#### 27. 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行予約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行予約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行予約款は、当社ホームページ(<http://www.kpt.jp>)からもご覧いただけます。

#### 28. 旅行条件の基準

本旅行条件は、2015年12月1日を基準として作成しております。

～国内旅行保険加入のすすめ～

お客様が国内旅行行程中に、急激かつ偶然な外来の事故でけがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金回収が困難な場合があります。これらの移送費、また死亡・後遺障害等を補償する国内旅行保険にお客さまご自身でご加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、当社あるいは販売店の係員にお問い合わせください。

旅館・ホテル等において、お客さまが酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等が別途課せられます。

#### 旅行企画・実施

#### お問い合わせ・お申込み

旅行業務取扱管理者とは、お客さまの旅行を取り扱う店舗での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。

(2015.10.01)